様式第38の９（第40条の10第１項第２号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）　兼　電気通信事業一部認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
（登録の申請を行つている場合は、当該申請の年月日）
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

一部認定

電気通信事業法第13条第１項の規定により同法第10条第１項第２号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第３項の規定により同条第１項第２号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第１項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注　下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外のものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

１　業務区域

⑴　提供区域

注　様式第１の１⑴の注に従い記載すること。

⑵　利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域

注　様式第１の１⑵の注に従い記載すること。

⑶　他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注　様式第１の１⑶の注に従い記載すること。

２　電気通信設備の概要

⑴　端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

⑵　中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間			種類
始点	経由する区間	終点	

⑶　伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注１　「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第３条第１項第１号及び

第２号に定めるところによる。

２　端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第１項の指定都市の区にあつては、当該区。４において同じ。）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

３　人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（○○衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。

４　認定の申請に係る事業とそれ以外の電気通信事業において同一の都道府県市町村に同じ種類の端末系伝送路設備を設置する場合は、これらが区別できるよう、記載すること。

５　中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（都道府県市町村名及び事業所の名称、国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）及び国内に設置する有線電気通信設備にあつては、始点から終点までの間で経由する都道府県市町村字名等をすべて記載すること。

６　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九―四世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

７　伝送路設備以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

８　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）において使用する用語の例による。

⑷　交換設備の設置場所

注　設置場所ごとに、その都道府県市町村名及び事業所の名称を記載すること。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。